（訴訟手続等の中止）

第二十条の三　調停の申立てがあった事件について訴訟が係属しているとき、又は第二十条第一項若しくは第二十四条の二第二項の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2　前項の規定は、調停の申立てがあった事件について非訟事件が係属しているとき、又は第二十条第四項において準用する同条第一項の規定により非訟事件が調停に付されたときについて準用する。

第二十一条の見出しを「（終局決定以外の決定に対する即時抗告）」に改め、同条中「決定に対しては」を「終局決定以外の決定に対しては、この法律に定めるもののほか」に改め、後段を削る。

第二十二条中「定が」を「定めが」に、「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編」を「非訟事件手続法第二編」に改め、同条ただし書中「但し、同法第十五条」を「ただし、同法第四十条及び第五十二条」に改める。

第二十三条中「ものの外」を「もののほか」に改める。

第二十三条の二第一項中「在つた」を「あった」に改め、同条第五項第一号中「至つた」を「至った」に改める。

第二十三条の三第二項中「ついて、」の下に「次条第三項ただし書に規定する権限並びに」を加え、同項第二号中「第五条」を「第十三条及び第十四条第三項本文（同法第十五条において準用する場合を含む。）」に、「あつて」を「あって」に改める。

第一章第二節中第二十三条の四を第二十三条の五とし、第二十三条の三の次に次の一条を加える。

（民事調停官の除斥及び忌避）

第二十三条の四　民事調停官の除斥及び忌避については、非訟事件手続法第十一条、第十二条並びに第十三条第二項から第四項まで、第八項及び第九項の規定を準用する。

2　非訟事件手続法第十三条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があったときは、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかわらず、調停手続は停止しない。

3　民事調停官の除斥又は忌避についてはその民事調停官の所属する裁判所が、簡易裁判所に所属する民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。ただし、前項の裁判は、忌避された民事調停官がすることができる。

第二十五条中「附随する」を「付随する」に、「ものの外」を「もののほか」に改める。

第二十七条中「期日に出席し又は」を「調停手続の期日に出席し、又は調停手続の」に改める。

第二十八条中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第三十条中「第四条第一項但書若しくは第二項」を「第四条第一項ただし書若しくは第三項」に、「みずから」を「自ら」に改める。

第三十三条の二中「よつて」を「よって」に改める。

第三十六条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「第五編の規定」の下に「（同法第百十九条及び第百二十一条第一項の規定並びに同法第百二十条及び第百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。）」を加え、ただし書を削り、同項を同条第二項とする。

第三十七条中「あつた」を「あった」に改める。

第三十八条中「あつた」を「あった」に、「扱つた」を「扱った」に改める。

（民事調停法の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条　次に掲げる調停事件の手続については、なお従前の例による。

一　この法律の施行前に申し立てられた調停事件

二　この法律の施行前に前条の規定による改正前の民事調停法第二十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により事件を調停に付した場合における当該調停事件及びこの法律の施行後にこの法律の他の規定によりなお従前の例によることとされる前条の規定による改正前の民事調停法第二十条第一項の規定により事件を調停に付した場合における当該調停事件

三　民事調停法第二十四条の二第二項の規定によりこの法律の施行前に訴えが提起された事件を調停に付した場合における当該調停事件

2　この法律の施行前に訴えの提起があった訴訟についての付調停並びに民事調停に付された場合における訴訟手続の中止、訴えの取下げの擬制及び訴訟費用の負担については、なお従前の例による。

（税理士法の一部改正）

第六十二条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の十八の五第四項を削る。

第四十八条の十九の三中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第四十八条の二十一第二項中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改め、同条第三項中「第八百七十条（第十三号」を「第八百七十条第一項（第十号」に、「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第六十三条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の七中「第八百七十条（第十五号」を「第八百七十条第二項（第五号」に、「聴取）」を「聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）」に、「第四号に」を「第五号に」に、「即時抗告」を「即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）」に改める。

第六十三条中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改める。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第六十四条　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条の六」を「第六十二条の五」に改める。

第六十二条の五を削る。

第六十二条の六第二項中「前三条」を「前二条」に、「第六十二条の四」を「前条」に改め、同条を第六十二条の五とする。

第百三十八条第五項中「第六十二条の六」を「第六十二条の五」に改める。

（道路法の一部改正）

第六十五条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第四項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第八十一条及び第八十二条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第九十四条及び第九十八条」に改める。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第六十六条　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条の六」を「第六十四条の五」に改める。

第六十四条の五を削る。

第六十四条の六第二項中「前三条」を「前二条」に、「第六十四条の四」を「前条」に改め、同条を第六十四条の五とする。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第六十七条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条の三」を「第五十八条の二」に改める。

第五十七条中「第八百七十条（第十五号」を「第八百七十条第二項（第五号」に、「聴取）」を「聴取）、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）」に、「第四号に」を「第五号に」に、「即時抗告」を「即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）」に改める。

第五十八条の三を削る。